

奈良県告示第三百二十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第八条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十五年二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条に規定する衝撃に関する事項	縦覧場所
山添村鵜山（〇〇一）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び山添村役場地域振興課
山添村鵜山（〇〇二）急傾斜地崩壊特別警戒区域	次の平面図のとおり	次の平面図のとおり	奈良県奈良土木事務所及び山添村役場地域振興課

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県土木部砂防課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。